

○ 金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(有価証券の時価に乘ずべき率等)</p> <p>第二条 法第六十一条の二第一項に規定する取引及び同項の規定により当該取引に係る有価証券の時価に乘ずべき率は、次の各号に掲げる取引及びび率とする。</p> <p>一 信用取引 百分の三十（当該信用取引に係る有価証券がレバレッジ指標等（金融商品市場（法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。）における相場その他の指標であつて、その一日の変動率が他の指標の一日の変動率に一定の数を乗じて得た率となるように算出されるものをいう。）に関する有価証券である場合にあつては、百分の三十に当該一定の数（当該一定の数が零に満たないときは、当該一定の数を零から差し引いた数）を乗じて得た率（その率が百分の三十に満たないときは、百分の三十）。</p> <p>第七条第一項第二号、第二項第一号ロ及び第二号ロ並びに第三項第二号において同じ。）</p> <p>二 「略」</p> <p>「2・3 略」</p>	<p>(有価証券の時価に乘ずべき率等)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>一 信用取引 百分の三十</p> <p>二 「同上」</p> <p>「2・3 同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

[